十一　こども・子育て費	十八歳以下人口	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108 $C_{令7}$　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01578 イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740 算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令7}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令7}(N_n \times O_n)}{168{,}000\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04231 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05916 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04787 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
十一　こども・子育て費	十八歳以下人口	イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01108 算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(L_n \times M_n) + \sum_{n=令6}^{令6}(N_n \times O_n)}{165{,}000\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、公立保育所の整備事業に係る地方債に限る。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.038 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04241 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05928 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04791 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの